

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>V 地域連携薬局</p> <p>1 構造設備</p> <p>(1) 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="text-align: center;">（法第6条の2第1項第1号）</p> <p>イ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。</p> <p style="text-align: center;">（規則第10条の2第1項第1号）</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p style="text-align: center;">（規則第10条の2第1項第2号）</p>	<p>1-(1)-イ</p> <p>ア 「座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる」とは、利用者が座って情報の提供等を受けることができる椅子を備え付けていること又は予め椅子を備え付けていない場合には、利用者が座って相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、利用者への必要な声かけや見やすい場所にその旨を掲示する等の措置を講じたもの。</p> <p>イ 「間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備」とは、利用者への服薬指導等を実施する際に利用するカウンターにパーティション等を設置するほか、相談できるスペースを十分確保する、他の利用者の待合場所とカウンターの距離を離す、他の利用者の目線や動線に配慮した配置にする、情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮する等の措置を講じたもの。</p> <p>1-(1)-ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</p> <p>利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置すること、入口に段差がないこと、車いすでも来局できること又はこれらに準ずる構造をいう。</p>	

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>2 業務を行う体制</p> <p>(1) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(法第6条の2第1項第2号)</p> <p>イ 薬局開設者が、過去1年間（当該薬局を開設して1年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下同じ。）において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。</p> <p>(規則第10条の2第2項第1号)</p> <p>ロ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(規則第10条の2第2項第2号)</p> <p>ハ 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均30回以上報告及び連絡させた実績があると。</p> <p>(規則第10条の2第2項第3号)</p> <p>ニ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(規則第10条の2第2項第4号)</p>	<p>2-(1)-イ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議</p> <p>次のような地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動をいう。</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議</p> <p>イ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議</p> <p>ウ 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス</p> <p>2-(1)-ハ</p> <p>ア 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間をいう。</p> <p>イ 「報告及び連絡させた実績」とは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)利用者の入院に当たって情報共有を行った実績</p> <p>(イ)医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績</p> <p>(ウ)外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績</p> <p>(エ)居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績</p>	<p>報告及び連絡させた実績</p> <p>左記(ア)～(エ)については、いずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施すること。</p>

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>(2) 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の2第1項第3号)</p> <p>イ 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。 (規則第10条の2第3項第1号)</p> <p>ロ 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 (規則第10条の2第3項第2号)</p> <p>ハ 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。 (規則第10条の2第3項第3号)</p> <p>ニ 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 (規則第10条の2第3項第4号)</p> <p>ホ 無菌製剤処理を実施できる体制(規則第11条の8第1項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。)を備えていること。 (規則第10条の2第3項第5号)</p> <p>ヘ 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。 (規則第10条の2第3項第6号)</p> <p>ト 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。 (規則第10条の2第3項第7号)</p>	<p>2-(2)-イ 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明すること。また、当該内容については、文書により交付すること又は薬袋へ記載すること。</p> <p>2-(2)-ロ ア 自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 イ 利用者に対し、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと。</p> <p>2-(2)-ホ 無菌製剤処理を実施できる体制次のいずれかの体制を備えていること。 ア 自局において無菌製剤処理をする体制 イ 他の薬局の当該無菌調剤室を共同利用する体制 ウ 所在する日常生活圏域(中学校区)及び近接する日常生活圏域に無菌製剤処理が可能な薬局が存在しない場合に、実施可能な薬局をあらかじめ確保し、紹介する体制 なお、ウについては当分の間、認めることとし、その手順を手順書等に明確にしていること。</p> <p>2-(2)-ト ア 「常勤」とは、原則として、当該薬局に週当たり32時間以上勤務している場合が該当すること。 イ 「継続して1年以上常勤として勤務」とは、原則として、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当すること。</p>	<p>当該薬局の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うこと。</p>

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>チ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。 (規則第10条の2第3項第8号)</p> <p>リ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。 (規則第10条の2第3項第9号)</p> <p>ヌ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。)に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。 (規則第10条の2第3項第10号)</p>	<p>ウ 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば常勤として取り扱うものとする。</p> <p>エ 常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。</p> <p>2-(2)-チ 地域包括ケアシステムに関する研修 健康サポート薬局に係る研修実施要綱(平成28年2月12日薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添)に基づき研修実施機関が実施する健康サポート薬局に係る研修とする。 なお、薬剤師の経験が5年以上ないため、研修修了証の発行されていない場合であっても、当該研修の受講を修了した証明書等が発行されたことをもって「修了した者」として取り扱う。</p> <p>2-(2)-リ あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。</p> <p>2-(2)-ヌ 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間をいう。</p>	

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>(3) 居宅等（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第22条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 （法第6条の2第1項第4号）</p> <p>イ 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均2回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実があることをもつてこれに代えることができる。 （規則第10条の2第4項第1号）</p> <p>ロ 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。 （規則第10条の2第4項第2号）</p> <p>3 人的要件</p> <p>(1) 法第6条の2第1項の認定の申請者が、法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるときは、法第6条の2第1項の認定を与えないことができる。 （法第6条の4第1項）</p> <p>(2) 法第5条（第3号に係る部分に限る。）の規定は、法第6条の2第1項の認定について準用する。 （法第6条の4第2項）</p> <p>4 認定の更新</p> <p>地域連携薬局の認定は、1年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 （法第6条の2第4項）</p>	<p>2-(3)-イ</p> <p>ア 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間において、月平均2回以上実施した実績があること。</p> <p>イ 実績として計上する回数は、居宅等を訪問して指導等を行った回数とすること。ただし、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った人数にかかわらず1回とすること。また、同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず1回とすること。</p>	